

平常時から災害に備える避難支援の取り組み

災害時に自力で避難することに不安がある方で、支援を希望される方は、区に届け出てください。

1. 取り組みの概要

区では、災害対策基本法に基づき、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方などの避難行動要支援者の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、※1 関係機関に加えて、※2 地域団体等（災害協力隊等）に提供しています。

災害時に、※3 避難支援者が避難行動要支援者名簿を活用して名簿登録者の安否確認や避難支援を行うための仕組みを築きます。

※1 関係機関

避難支援等に携わる行政機関等 ①消防署 ②警察署 ③社会福祉協議会

※2 地域団体等（災害協力隊等）

- ① 災害協力隊等（町会、自治会、マンション管理組合等を母体として組織されている自主防災組織）
- ② 民生・児童委員
- ③ 長寿サポートセンター（地域包括支援センター）

※3 避難支援者

要支援者の安否確認や情報伝達、避難支援等を行う者

※1 関係機関と、※2 地域団体等を避難支援者と位置づけています。

2. 対象となる方

以下の方で、災害時の安否確認や避難支援が必要な方

- ① 75歳以上のひとり暮らしの方、75歳以上のみの世帯の方
- ② 介護保険制度の要介護3から5に該当する方（特別養護老人ホーム入所者は除く）
- ③ 身体障害者手帳の肢体不自由（各個別等級）1・2級、視覚障害及び聴覚障害の1・2級に該当する方
- ④ 愛の手帳の1・2度に該当する方
- ⑤ 上記①～④に該当しないが災害時の避難に支援が必要な方

例

- 難病患者の方
- 人工呼吸器を生命維持のためにほぼ常時使用している方



※東日本大震災等により江東区に居住している方など、住民票が江東区になくても名簿に登録することができます。

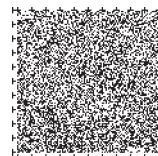
以下の方は既に名簿に登録されていますので、改めての届出は必要ありません。

- 「江東区避難行動要支援者名簿の外部提供同意書」を区へ提出した方
- 「江東区避難行動要支援者名簿の登録届出書兼外部提供同意書」を区へ提出した方

※支援の必要がなくなった場合には、区へご連絡ください。取下届をお送りします。

3. 避難行動要支援者名簿に記載される個人情報

- ① 氏名 ② 性別 ③ 生年月日 ④ 住所（又は居所） ⑤ 電話番号 ⑥ FAX番号
- ⑦ 登録事由（支援を必要とする理由） ⑧ 名簿の外部提供についての同意の有無



4. 個別計画（避難支援計画）の作成

届け出された方、お一人おひとりの個別計画（避難支援計画）を作成します。

防災啓発や個別計画の作成のため、後日、関係機関や地域の災害協力隊（主に町会・自治会の方）等が実施可能な範囲でご自宅へ連絡したり、訪問や郵送などによる調査を行います。

5. 届出方法

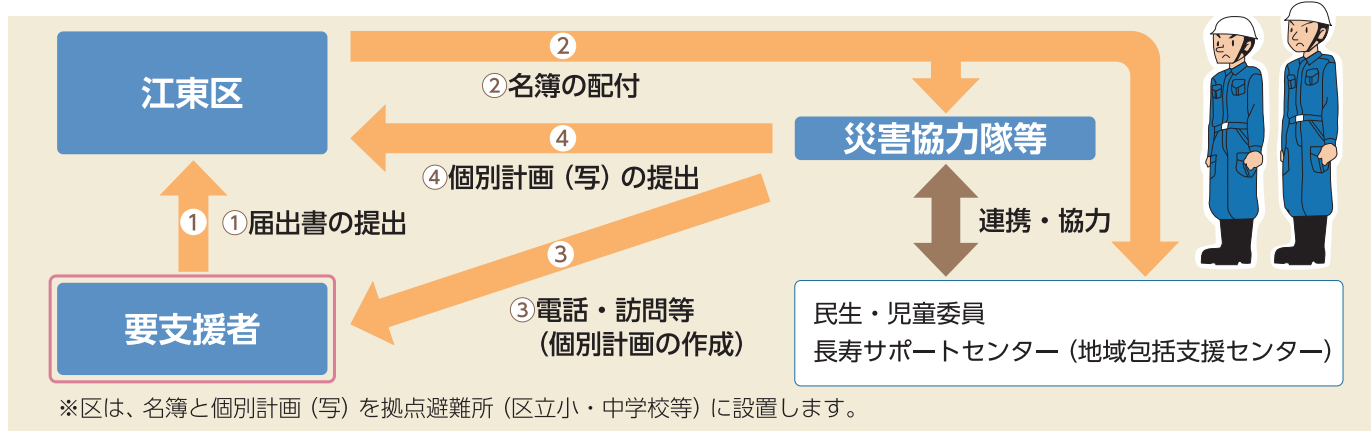
以下の届出書類をご記入のうえ、郵送又は受付窓口までご提出ください。

届出書類 江東区避難行動要支援者名簿の登録届出書兼外部提供同意書

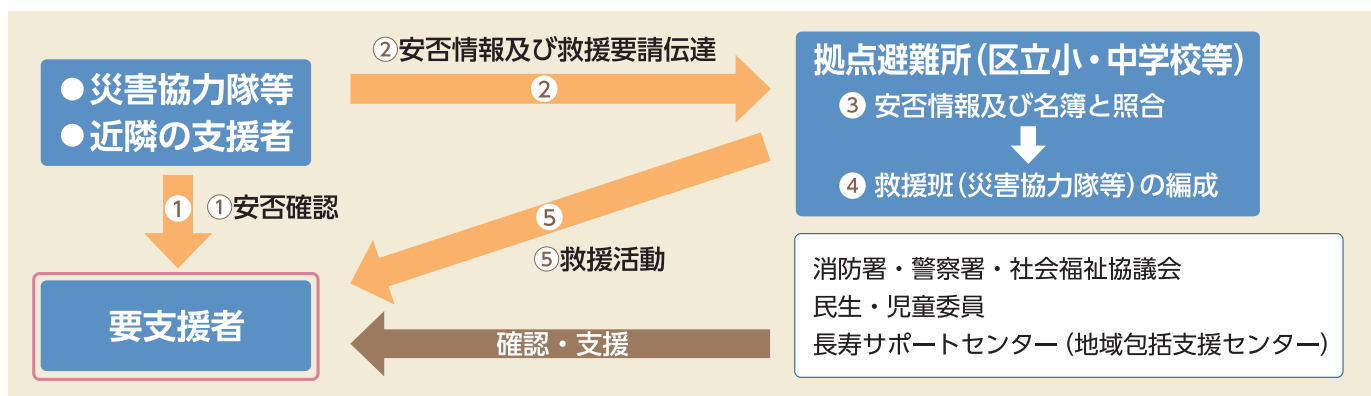
受付窓口 福祉課、防災課、障害者支援課、保健予防課、保健相談所
長寿サポートセンター（地域包括支援センター）の各窓口

郵送先 江東区役所福祉部福祉課福祉管理係 あて
（〒135-8383 江東区東陽四丁目11番28号）

6. 名簿作成の流れ



7. 災害時の救援活動のイメージ



避難支援における留意点

名簿登録や個別計画が作成されても、災害の種類や規模、被災状況によっては、支援ができない場合もあることをご了承ください。地域団体等は、実施可能な範囲で避難誘導や安否確認を行います。

お問い合わせ先



江東区福祉部福祉課福祉管理係 月曜日～金曜日 8:30～17:15
避難行動要支援者に関することはこちらにお問い合わせください。

電話 03-3647-4318 FAX 03-3647-9186

江東区総務部危機管理室防災課災害対策係 月曜日～金曜日 8:30～17:15
区の防災対策に関することはこちらにお問い合わせください。

電話 03-3647-9587 FAX 03-3647-8440